



プロジェクト

おいしい空気のまちびばいを目指す

「美唄市受動喫煙防止条例」制定とその後の取り組み

受賞者

美唄市(北海道)

所在地 〒072-0026 美唄市西3条南3丁目6番3号

電話 0126-62-1173

URL <http://www.city.bibai.hokkaido.jp/>

E-mail hoken-c@city.bibai.lg.jp

取組・事業の概要と特徴

おいしい空気のまちびばいを目指す受動喫煙防止対策

未成年者及び妊産婦をはじめとする、市民がたばこの煙による健康被害を避け、健康で快適な生活の維持を図ることを目的とし、美唄市受動喫煙防止条例を平成27年12月に制定、平成28年7月施行しました。

条例では、市の責務と市民・保護者・事業者及び施設管理者の役割、施設の種別ごとの受動喫煙防止対策を、第1種施設(教育、福祉、医療、旅客、公共施設)は敷地内または施設内禁煙、第2種施設(販売、サービス、金融機関の店舗、事業所)は施設内禁煙または分煙に努めるよう、飲食店等のサービス業は適用除外として定めています。また、校門100m以内の路上や公園における受動喫煙防止に努めるよう定めています。

条例制定後は、ポスター、ステッカー、広報紙、校門100mに協力を求める看板を設置するなどの環境整備や子育て広場や地区集会、事業所訪問などの周知に加え、禁煙支援や喫煙防止教育を実施しました。市民意識調査の結果では、喫煙者の意識も変化してきました。今後もおいしい空気のまちびばいを目指して受動喫煙防止対策を推進していきます。

